

4 大学間の単位互換に関する協定書

信州大学・横浜国立大学・広島大学・茨城大学は、4大学間でグリーンマネジメントプログラムに係る遠隔授業を実施することにより、大学間の教育の充実及び相互交流を図ることを目的として、下記により単位互換に関する協定を締結する。

1 実施研究科等

この協定による単位互換の実施研究科等は、各大学が定める。

2 受入学生の名称

この協定により受け入れる学生は、特別聴講学生として取り扱う。

3 履修資格

この協定に基づき遠隔授業を履修できる者は、各大学が定める単位互換の実施研究科又は学府等に在籍する大学院生（科目等履修生、研究生及び委託生等を除く。）とする。

4 履修期間及び受入時期

- (1) 特別聴講学生の履修期間は1年以内とし、当該学生の履修する授業科目の開設年度又は開設学期とする。
- (2) 特別聴講学生の受入時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

5 受入学生数

各授業科目の受入学生数は、遠隔授業に支障のない範囲で、受入大学と派遣大学が協議の上決定する。

6 履修科目及び単位数

特別聴講学生として履修できる授業科目及び単位数は、別に定める。

7 受入手続

特別聴講学生の受入手続は、別に定める。

8 履修方法等

特別聴講学生の履修方法及び試験の実施方法については、受入大学の定めるところによる。

9 単位の授与等

- (1) 特別聴講学生が履修した授業科目の成績の評価については、受入大学の定めるところによる。
- (2) 特別聴講学生が履修した授業科目の単位の認定については、派遣大学の定めるところによる。

10 検定料、入学料及び授業料

特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

11 申合せ

この協定書に定めるもののほか、単位互換に関する必要事項については、4大学間の協議により別に定める。

12 施行期日

この協定は、平成25年4月1日から施行する。

13 協定の改廃

この協定の改廃等は、4大学間の協議による。

平成25年4月1日

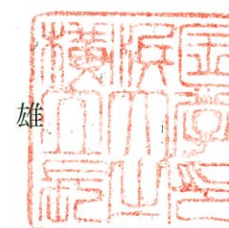
信州大学

学長 山沢清人



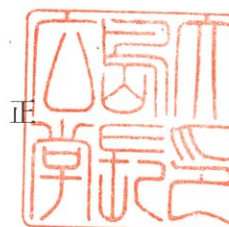
横浜国立大学

学長 鈴木邦雄



広島大学

学長 浅原利正



茨城大学

学長 池田幸雄

